令和 6 年 6 月 4 日 招集

令　和　6　年

第2回美唄市議会定例会議案

報告第 7 号

令和 6 年 5 月 1 日受理

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

1　検査の範囲

令和 5 年度　　1 月分 、 2 月分 、 3 月分

美唄市公営企業会計を除く各会計その他の出納状況

2　検査の期日

令和 6 年 2 月 9 日　　1 月分

令和 6 年 3 月 8 日　　2 月分

令和 6 年 4 月 10 日　　3 月分

3　検査結果の概評

令和6年1月、2月、3月末日現在における一般会計及び市民バス会計、国民健康保険会計、介護保険会計、介護サービス事業会計、後期高齢者医療会計、その他歳入歳出外並びに歳計現金の保管状況は、別紙のとおりであり、関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

1 歳入歳出及び歳計現金の状況

令和5年度　（　令和6年　1月末現在　）　(単位：円)

会計等	予算額	収入					支出		収支差引
		歳入当月分	歳入累計	一時借入金残高	繰替運用金残高	収入計	歳出当月分	歳出累計	
一般会計	22,358,924,000	1,103,261,591	13,712,558,198	0	3,638,000,000	17,350,558,198	1,583,751,879	15,386,846,867	1,963,711,331
市民バス会計	63,089,000	986,590	30,627,180	0	0	30,627,180	3,166,841	38,434,585	△ 7,807,405
国民健康保険会計	3,053,185,000	176,394,105	2,132,622,759	0	0	2,132,622,759	157,976,994	2,267,892,031	△ 135,269,272
介護保険会計	3,049,339,000	207,056,766	2,560,849,746	0	145,000,000	2,705,849,746	230,256,281	2,163,243,939	542,605,807
介護サービス事業会計	249,879,000	15,765,648	152,945,682	0	0	152,945,682	16,995,952	178,494,576	△ 25,548,894
後期高齢者医療会計	854,448,000	33,402,900	641,156,735	0	0	641,156,735	44,637,197	612,210,075	28,946,660
計	29,628,864,000	1,536,867,600	19,230,760,300	0	3,783,000,000	23,013,760,300	2,036,785,144	20,647,122,073	2,366,638,227
歳入歳出外		135,322,238	1,696,459,527			1,696,459,527	137,646,472	1,578,454,960	118,004,567
退職手当		23,294,604	49,741,392			49,741,392	23,294,604	49,741,392	0
臨時特別給付金		490,000	490,000			490,000	0	0	490,000
つり銭資金		0	262,500			262,500	0	1,847,500	△ 1,585,000
合計	29,628,864,000	1,695,974,442	20,977,713,719	0	3,783,000,000	24,760,713,719	2,197,726,220	22,277,165,925	2,483,547,794

2 歳計現金保管状況

(単位：円)

預金先	普通預金
指定金融機関	2,483,547,794

3 基金の現金出納及び保管状況

(単位：円)

基金	種別	前月末現在高	当月中			当月末残高	保管状況	
			収入	支出	収支差引		預金先	普通預金
財政調整基金	預金	200,187,693	0	0	0	200,187,693	信組	200,187,693
減債基金	預金	659,649	0	0	0	659,649	信組	659,649
過疎地域持続的発展特別事業基金	預金	909,350	0	0	0	909,350	北洋	909,350
新型コロナウイルス感染症対策応援基金	預金	882,190	0	0	0	882,190	北洋	882,190
国民健康保険支払準備基金	預金	343,211,311	0	0	0	343,211,311	北洋	343,211,311
福祉基金	預金	1,151,452	0	0	0	1,151,452	北洋	1,151,452
介護給付費準備基金	預金	48,113,684	0	0	0	48,113,684	北洋	48,113,684
受動喫煙防止健康づくり基金	預金	954,430	0	0	0	954,430	北洋	954,430
農業振興基金	預金	334,260	0	0	0	334,260	美唄市農協	190,627
							峰延農協	53,632
							いわみざわ農協	90,001
交流拠点施設整備基金	預金	141,141	0	0	0	141,141	道銀	141,141
森林環境整備基金	預金	718,510	0	0	0	718,510	北洋	718,510
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	預金	1,335,564	0	0	0	1,335,564	北洋	1,335,564
商工業振興基金	預金	0	0	0	0	0	北洋	0
地域医療推進基金	預金	857,387	0	0	0	857,387	北洋	857,387
青少年育成基金	預金	100,906	0	0	0	100,906	道銀	100,906
文化・スポーツ基金	預金	436,396	0	0	0	436,396	信金	436,396
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備基金	預金	136,447	0	0	0	136,447	信金	136,447
学校教育施設整備基金	預金	590,023	0	0	0	590,023	北洋	590,023

1 歳入歳出及び歳計現金の状況

令和5年度　（　令和6年　2月末現在　）　（単位：円）

会計等	予算額	収入					支出		収支差引
		歳入当月分	歳入累計	一時借入金残高	繰替運用金残高	収入計	歳出当月分	歳出累計	
一般会計	22,705,036,000	634,627,459	14,347,185,657	0	3,638,000,000	17,985,185,657	1,174,424,602	16,561,271,469	1,423,914,188
市民バス会計	63,089,000	994,890	31,622,070	0	0	31,622,070	2,203,015	40,637,600	△ 9,015,530
国民健康保険会計	3,053,185,000	194,025,570	2,326,648,329	0	0	2,326,648,329	198,144,074	2,466,036,105	△ 139,387,776
介護保険会計	3,049,339,000	122,106,473	2,682,956,219	0	145,000,000	2,827,956,219	230,864,107	2,394,108,046	433,848,173
介護サービス事業会計	249,879,000	13,780,488	166,726,170	0	0	166,726,170	16,389,459	194,884,035	△ 28,157,865
後期高齢者医療会計	854,448,000	7,760,800	648,917,535	0	0	648,917,535	106,739,987	718,950,062	△ 70,032,527
計	29,974,976,000	973,295,680	20,204,055,980	0	3,783,000,000	23,987,055,980	1,728,765,244	22,375,887,317	1,611,168,663
歳入歳出外		159,777,014	1,856,236,541			1,856,236,541	130,035,493	1,708,490,453	147,746,088
退職手当		0	49,741,392			49,741,392	0	49,741,392	0
臨時特別給付金		0	490,000			490,000	490,000	490,000	0
つり銭資金		70,000	332,500			332,500	117,720	1,965,220	△ 1,632,720
合計	29,974,976,000	1,133,142,694	22,110,856,413	0	3,783,000,000	25,893,856,413	1,859,408,457	24,136,574,382	1,757,282,031

2 歳計現金保管状況

（単位：円）

預金先	普通預金
指定金融機関	1,757,282,031

3 基金の現金出納及び保管状況

（単位：円）

基金	種別	前月末現在高	当月中			当月末残高	保管状況	
			収入	支出	収支差引		預金先	普通預金
財政調整基金	預金	200,187,693	0	0	0	200,187,693	信組	200,187,693
減債基金	預金	659,649	0	0	0	659,649	信組	659,649
過疎地域持続的発展特別事業基金	預金	909,350	4	0	4	909,354	北洋	909,354
新型コロナウイルス感染症対策応援基金	預金	882,190	4	0	4	882,194	北洋	882,194
国民健康保険支払準備基金	預金	343,211,311	1,662	0	1,662	343,212,973	北洋	343,212,973
福祉基金	預金	1,151,452	5	0	5	1,151,457	北洋	1,151,457
介護給付費準備基金	預金	48,113,684	239	0	239	48,113,923	北洋	48,113,923
受動喫煙防止健康づくり基金	預金	954,430	4	0	4	954,434	北洋	954,434
農業振興基金	預金	334,260	0	0	0	334,260	美唄市農協	190,627
							峰延農協	53,632
							いわみざわ農協	90,001
交流拠点施設整備基金	預金	141,141	0	0	0	141,141	道銀	141,141
森林環境整備基金	預金	718,510	3	0	3	718,513	北洋	718,513
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	預金	1,335,564	6	0	6	1,335,570	北洋	1,335,570
商工業振興基金	預金	0	0	0	0	0	北洋	0
地域医療推進基金	預金	857,387	4	0	4	857,391	北洋	857,391
青少年育成基金	預金	100,906	0	0	0	100,906	道銀	100,906
文化・スポーツ基金	預金	436,396	2	0	2	436,398	信金	436,398
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備基金	預金	136,447	0	0	0	136,447	信金	136,447
学校教育施設整備基金	預金	590,023	2	0	2	590,025	北洋	590,025

1 歳入歳出及び歳計現金の状況

令和5年度　（　令和6年　3月末現在　）　(単位：円)

会計等	予算額	収入					支出		収支差引
		歳入当月分	歳入累計	一時借入金残高	繰替運用金残高	収入計	歳出当月分	歳出累計	
一般会計	22,819,235,000	4,294,786,326	18,641,971,983	1,500,000,000	0	20,141,971,983	2,638,154,169	19,199,425,638	942,546,345
市民バス会計	63,089,000	814,910	32,436,980	0	0	32,436,980	7,568,746	48,206,346	△ 15,769,366
国民健康保険会計	3,053,185,000	200,843,626	2,527,491,955	0	0	2,527,491,955	156,523,044	2,622,559,149	△ 95,067,194
介護保険会計	3,049,339,000	296,874,072	2,979,830,291	0	0	2,979,830,291	269,627,260	2,663,735,306	316,094,985
介護サービス事業会計	249,879,000	12,252,191	178,978,361	0	0	178,978,361	16,715,058	211,599,093	△ 32,620,732
後期高齢者医療会計	854,448,000	37,659,400	686,576,935	0	0	686,576,935	79,414,214	798,364,276	△ 111,787,341
計	30,089,175,000	4,843,230,525	25,047,286,505	1,500,000,000	0	26,547,286,505	3,168,002,491	25,543,889,808	1,003,396,697
歳入歳出外		151,290,048	2,007,526,589			2,007,526,589	184,686,552	1,893,177,005	114,349,584
退職手当		0	49,741,392			49,741,392	0	49,741,392	0
臨時特別給付金		100,000	590,000			590,000	100,000	590,000	0
つり銭資金		30,000	362,500			362,500	30,000	1,995,220	△ 1,632,720
合計	30,089,175,000	4,994,650,573	27,105,506,986	1,500,000,000	0	28,605,506,986	3,352,819,043	27,489,393,425	1,116,113,561

2 歳計現金保管状況

(単位：円)

預金先	普通預金
指定金融機関	1,116,113,561

3 基金の現金出納及び保管状況

(単位：円)

基金	種別	前月末現在高	当月中			当月末残高	保管状況	
			収入	支出	収支差引		預金先	普通預金
財政調整基金	預金	200,187,693	1,064,527,929	0	1,064,527,929	1,264,715,622	信組	1,264,715,622
減債基金	預金	659,649	26,100,132	0	26,100,132	26,759,781	信組	26,759,781
過疎地域持続的発展特別事業基金	預金	909,354	287,141,931	80,942,400	206,199,531	207,108,885	北洋	207,108,885
新型コロナウイルス感染症対策応援基金	預金	882,194	76,037,584	76,919,778	△ 882,194	0	北洋	0
国民健康保険支払準備基金	預金	343,212,973	0	40,129,072	△ 40,129,072	303,083,901	北洋	303,083,901
福祉基金	預金	1,151,457	344,568,142	23,024,179	321,543,963	322,695,420	北洋	322,695,420
介護給付費準備基金	預金	48,113,923	184,412,930	0	184,412,930	232,526,853	北洋	232,526,853
受動喫煙防止健康づくり基金	預金	954,434	9,204,450	1,147,842	8,056,608	9,011,042	北洋	9,011,042
農業振興基金	預金	334,260	337,349,349	26,184,202	311,165,147	311,499,407	美唄市農協	205,239,782
							峰延農協	90,711,625
							いわみざわ農協	15,548,000
交流拠点施設整備基金	預金	141,141	107,233,628	11,660,000	95,573,628	95,714,769	道銀	95,714,769
森林環境整備基金	預金	718,513	16,908,152	16,313,000	595,152	1,313,665	北洋	1,313,665
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	預金	1,335,570	0	883,219	△ 883,219	452,351	北洋	452,351
商工業振興基金	預金	0	100,000,000	0	100,000,000	100,000,000	北洋	100,000,000
地域医療推進基金	預金	857,391	824,197,112	172,233,000	651,964,112	652,821,503	北洋	652,821,503
青少年育成基金	預金	100,906	348,665,669	22,885,459	325,780,210	325,881,116	道銀	325,881,116
文化・スポーツ基金	預金	436,398	107,245,991	11,851,100	95,394,891	95,831,289	信金	95,831,289
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備基金	預金	136,447	115,153,409	10,175,623	104,977,786	105,114,233	信金	105,114,233
学校教育施設整備基金	預金	590,025	125,354,893	4,873,000	120,481,893	121,071,918	北洋	121,071,918

報告第 8 号

令和 6 年 5 月 1 日受理

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

1　検査の範囲

令和　5　年度　　1 月分 、 2 月分 、 3 月分

市立美唄病院事業会計

2　検査の期日

令和 6 年 2 月 22 日　　1 月分

令和 6 年 3 月 22 日　　2 月分

令和 6 年 4 月 22 日　　3 月分

3　検査結果の概評

令和6年1月、2月、3月末日現在における市立美唄病院事業会計の経理状況は、別紙試算表のとおりであり、当該事業から提出された試算表並びに資金予算表と関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

市立美唄病院事業会計試算表

令和6年1月末 現在

（単位：円）

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
			（収益勘定）			
	7,512,369	1,795,925	医業収益	77,522,459	942,017,696	934,505,327
	110,082		医業外収益	708,971	299,381,458	299,271,376
			特別利益		2,715,562	2,715,562
			（費用勘定）			
1,154,830,752	1,154,830,752	101,621,300	医業費用			
1,083,648	1,083,648	19,110	医業外費用			
3,902,259	3,902,259	280	特別損失			
			（資産勘定）			
5,267,370,863	5,267,370,863	4,662,545	有形固定資産		2,284,015,010	2,284,015,010
521,940	521,940		無形固定資産			
242,443,766	242,443,766	434,000	投資その他の資産			
244,946,633	5,802,795,988	157,042,349	現金預金	204,174,447	5,557,849,355	
143,561,696	903,797,542	70,704,854	未収金	70,701,027	760,235,846	
			貸倒引当金（未収金）		134,312	134,312
2,549,109	59,587,863	5,689,825	貯蔵品	6,019,796	57,038,754	
1,378,500	2,635,746	1,422,620	前払金	54,120	1,257,246	
8,897,191	8,897,191	568,980	その他流動資産			
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）		543,602,047	543,602,047
			長期リース債務			
			引当金（固定負債）		648,783,000	648,783,000
	900,000,000		一時借入金		1,900,000,000	1,000,000,000
	43,117,279		企業債（流動負債）		86,258,922	43,141,643
			短期リース債務			
	2,912,311,383	64,400,798	未払金	58,732,682	2,967,775,016	55,463,633
	50,269,734		引当金（流動負債）		59,900,783	9,631,049
	165,743,563	21,806,803	その他流動負債	12,255,887	172,454,747	6,711,184
			長期前受金		106,549,770	106,549,770
64,095,181	64,095,181		長期前受金収益化累計額			
			（資本勘定）			
			資本金		3,320,584,255	3,320,584,255
			資本剰余金		5,820,440	5,820,440
2,125,347,070	2,125,347,070		欠損金			
9,260,928,608	19,716,374,219	430,169,389	合計	430,169,389	19,716,374,219	9,260,928,608

市立美唄病院事業会計試算表

令和6年2月末 現在

（単位：円）

借方 残高	借方 合計 累計	借方 合計 当月	勘定科目	貸方 合計 当月	貸方 合計 累計	貸方 残高
			（収益勘定）			
	9,128,002	1,615,633	医業収益	65,785,208	1,007,802,904	998,674,902
	110,082		医業外収益	501,977	299,883,435	299,773,353
			特別利益		2,715,562	2,715,562
			（費用勘定）			
1,251,528,657	1,251,528,657	96,697,905	医業費用			
1,893,840	1,893,840	810,192	医業外費用			
3,902,259	3,902,259		特別損失			
			（資産勘定）			
5,269,150,794	5,269,150,794	1,779,931	有形固定資産		2,284,015,010	2,284,015,010
521,940	521,940		無形固定資産			
242,523,766	242,523,766	80,000	投資その他の資産			
216,155,895	6,962,856,522	1,160,060,534	現金預金	1,188,851,272	6,746,700,627	
130,767,162	965,216,936	61,419,394	未収金	74,213,928	834,449,774	
			貸倒引当金（未収金）		134,312	134,312
1,837,655	63,917,269	4,329,406	貯蔵品	5,040,860	62,079,614	
1,378,500	2,650,046	14,300	前払金	14,300	1,271,546	
9,322,149	9,322,149	424,958	その他流動資産			
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）		543,602,047	543,602,047
			長期リース債務			
			引当金（固定負債）		648,783,000	648,783,000
	1,900,000,000	1,000,000,000	一時借入金	1,000,000,000	2,900,000,000	1,000,000,000
	86,258,922	43,141,643	企業債（流動負債）		86,258,922	
			短期リース債務			
	2,968,625,873	56,314,490	未払金	92,694,884	3,060,469,900	91,844,027
	50,269,734		引当金（流動負債）		59,900,783	9,631,049
	178,477,112	12,733,549	その他流動負債	12,319,506	184,774,253	6,297,141
			長期前受金		106,549,770	106,549,770
64,095,181	64,095,181		長期前受金収益化累計額			
			（資本勘定）			
			資本金		3,320,584,255	3,320,584,255
			資本剰余金		5,820,440	5,820,440
2,125,347,070	2,125,347,070		欠損金			
9,318,424,868	22,155,796,154	2,439,421,935	合計	2,439,421,935	22,155,796,154	9,318,424,868

市立美唄病院事業会計試算表

令和6年3月末 現在

（単位：円）

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
			（収益勘定）			
	10,526,588	1,398,586	医業収益	81,835,019	1,089,637,923	1,079,111,335
	110,082		医業外収益	5,922,680	305,806,115	305,696,033
			特別利益		2,715,562	2,715,562
			（費用勘定）			
1,382,490,709	1,382,490,709	130,962,052	医業費用			
2,049,663	2,049,663	155,823	医業外費用			
3,902,259	3,902,259		特別損失			
			（資産勘定）			
7,015,989,723	7,015,989,723	1,746,838,929	有形固定資産		2,284,015,010	2,284,015,010
521,940	521,940		無形固定資産			
417,118,458	417,118,458	174,594,692	投資その他の資産			
2,688,681,664	10,670,116,876	3,707,260,354	現金預金	1,234,734,585	7,981,435,212	
132,540,863	1,037,541,820	72,324,884	未収金	70,551,183	905,000,957	
			貸倒引当金（未収金）		134,312	134,312
1,066,647	69,094,800	5,177,531	貯蔵品	5,948,539	68,028,153	
1,303,660	2,749,046	99,000	前払金	173,840	1,445,386	
9,847,881	9,847,881	525,732	その他流動資産			
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）	3,032,300,000	3,575,902,047	3,575,902,047
			長期リース債務			
			引当金（固定負債）		648,783,000	648,783,000
	2,900,000,000	1,000,000,000	一時借入金		2,900,000,000	
	86,258,922		企業債（流動負債）		86,258,922	
			短期リース債務			
	3,076,241,581	107,615,708	未払金	2,004,364,357	5,064,834,257	1,988,592,676
	50,269,734		引当金（流動負債）		59,900,783	9,631,049
	190,785,514	12,308,402	その他流動負債	12,512,490	197,286,743	6,501,229
			長期前受金		106,549,770	106,549,770
64,095,181	64,095,181		長期前受金収益化累計額			
			（資本勘定）			
			資本金	510,419,000	3,831,003,255	3,831,003,255
			資本剰余金	500,000	6,320,440	6,320,440
2,125,347,070	2,125,347,070		欠損金			
13,844,955,718	29,115,057,847	6,959,261,693	合計	6,959,261,693	29,115,057,847	13,844,955,718

報告第 9 号

令和 6 年 5 月 1 日受理

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

1　検査の範囲

令和　5 年度　　1 月分 、 2 月分 、 3 月分

水道事業会計

2　検査の期日

令和 6 年 2 月 22 日　　1 月分

令和 6 年 3 月 22 日　　2 月分

令和 6 年 4 月 22 日　　3 月分

3　検査結果の概評

令和6年1月、2月、3月末日現在における水道事業会計の経理状況は、別紙試算表のとおりであり、当該事業から提出された試算表並びに資金予算表と関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

水道事業会計試算表

令和6年1月末 現在

（単位：円）

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
			（収益勘定）			
	19,711	520	営業収益	40,092,842	359,438,565	359,418,854
			営業外収益		103,446,999	103,446,999
			特別利益			
			（費用勘定）			
221,817,712	221,821,642	12,094,444	営業費用		3,930	
24,504,506	24,504,506	82,558	営業外費用			
22,175,000	22,175,000	22,175,000	特別損失			
			（資産勘定）			
11,930,852,587	11,930,852,587	44,054,236	有形固定資産		5,689,904,893	5,689,904,893
1,823,300	1,823,300		無形固定資産			
183,497,647	1,158,587,858	209,947,766	現金預金	67,312,640	975,090,211	
			つり銭資金			
61,697,918	659,414,402	92,888,086	未収金	43,251,621	597,716,484	
△ 5,482,733	△ 5,482,733		貸倒引当金			
8,881,345	28,462,665		貯蔵品	182,000	19,581,320	
			短期貸付金			
	11,967		前払費用		11,967	
3,940,000	47,454,950	3,940,000	前払金	25,600,000	43,514,950	
42,888,722	42,889,172	7,612,520	その他流動資産		450	
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）		3,158,406,291	3,158,406,291
			引当金（固定負債）		50,597,732	50,597,732
	78,000,000		一時借入金	130,000,000	258,000,000	180,000,000
	561,099,587	33,141,339	未払金	59,639,270	604,025,077	42,925,490
	115,473,285		企業債（流動負債）		232,055,577	116,582,292
	49,734		前受金		49,734	
	287,105,277	30,231,301	預り金	37,306,929	324,699,527	37,594,250
	1,414,000		引当金（流動負債）		1,414,000	
	970	52	その他流動負債	4,000,084	35,885,420	35,884,450
	1,107,003,561		繰延収益	48,782,436	2,755,257,281	1,648,253,720
			（資本勘定）			
			自己資本金		777,174,043	777,174,043
			資本剰余金		99,212,823	99,212,823
			利益剰余金		197,194,167	197,194,167
12,496,596,004	16,282,681,441	456,167,822	合計	456,167,822	16,282,681,441	12,496,596,004

水道事業会計試算表

令和6年2月末 現在

（単位：円）

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
			（収益勘定）			
	19,711		営業収益	33,720,609	393,159,174	393,139,463
			営業外収益		103,446,999	103,446,999
			特別利益			
			（費用勘定）			
236,916,529	236,920,459	15,098,817	営業費用		3,930	
39,267,762	39,267,762	14,763,256	営業外費用			
22,175,000	22,175,000		特別損失			
			（資産勘定）			
11,955,670,040	11,955,670,040	24,817,453	有形固定資産		5,689,904,893	5,689,904,893
1,823,300	1,823,300		無形固定資産			
188,189,067	1,271,963,206	113,375,348	現金預金	108,683,928	1,083,774,139	
			つり銭資金			
106,831,829	767,312,619	107,898,217	未収金	62,764,306	660,480,790	
△ 5,482,733	△ 5,482,733		貸倒引当金			
8,646,525	28,655,885	193,220	貯蔵品	428,040	20,009,360	
			短期貸付金			
	11,967		前払費用		11,967	
3,940,000	47,454,950		前払金		43,514,950	
46,634,477	46,634,927	3,745,755	その他流動資産		450	
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）		3,158,406,291	3,158,406,291
			引当金（固定負債）		50,597,732	50,597,732
	78,000,000		一時借入金		258,000,000	180,000,000
	632,484,216	71,384,629	未払金	126,670,579	730,695,656	98,211,440
	184,784,746	69,311,461	企業債（流動負債）		232,055,577	47,270,831
	49,734		前受金		49,734	
	324,403,377	37,298,100	預り金	51,442,385	376,141,912	51,738,535
	1,414,000		引当金（流動負債）		1,414,000	
	970		その他流動負債	3,370,610	39,256,030	39,255,060
	1,107,003,561		繰延収益	70,805,799	2,826,063,080	1,719,059,519
			（資本勘定）			
			自己資本金		777,174,043	777,174,043
			資本剰余金		99,212,823	99,212,823
			利益剰余金		197,194,167	197,194,167
12,604,611,796	16,740,567,697	457,886,256	合計	457,886,256	16,740,567,697	12,604,611,796

水道事業会計試算表

令和6年3月末 現在

（単位：円）

借方 残高	借方 合計 累計	借方 合計 当月	勘定科目	貸方 合計 当月	貸方 合計 累計	貸方 残高
			（収益勘定）			
	194,947	175,236	営業収益	57,113,098	450,272,272	450,077,325
			営業外収益	4,360,000	107,806,999	107,806,999
			特別利益			
			（費用勘定）			
277,172,886	277,176,816	40,256,357	営業費用		3,930	
47,661,041	47,661,041	8,393,279	営業外費用			
22,175,000	22,175,000		特別損失			
			（資産勘定）			
11,979,780,706	11,979,780,706	24,110,666	有形固定資産		5,689,904,893	5,689,904,893
1,823,300	1,823,300		無形固定資産			
93,299,292	1,670,535,171	398,571,965	現金預金	493,461,740	1,577,235,879	
			つり銭資金			
12,401,188	984,911,448	217,598,829	未収金	312,029,470	972,510,260	
△ 5,482,733	△ 5,482,733		貸倒引当金			
12,115,725	32,252,835	3,596,950	貯蔵品	127,750	20,137,110	
			短期貸付金			
	11,967		前払費用		11,967	
	47,454,950		前払金	3,940,000	47,454,950	
52,982,603	52,983,053	6,348,126	その他流動資産		450	
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）	175,200,000	3,333,606,291	3,333,606,291
			引当金（固定負債）		50,597,732	50,597,732
	258,000,000	180,000,000	一時借入金		258,000,000	
	832,483,663	199,999,447	未払金	125,718,015	856,413,671	23,930,008
	232,055,577	47,270,831	企業債（流動負債）		232,055,577	
	49,734		前受金	25,205	74,939	25,205
	437,844,361	113,440,984	預り金	62,603,694	438,745,606	901,245
	1,414,000		引当金（流動負債）		1,414,000	
	18,493	17,523	その他流動負債	4,983,776	44,239,806	44,221,313
	1,107,003,561		繰延収益	217,445	2,826,280,525	1,719,276,964
			（資本勘定）			
			自己資本金		777,174,043	777,174,043
			資本剰余金		99,212,823	99,212,823
			利益剰余金		197,194,167	197,194,167
12,493,929,008	17,980,347,890	1,239,780,193	合計	1,239,780,193	17,980,347,890	12,493,929,008

報告第 10 号

令和 6 年 5 月 1 日受理

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

1　検査の範囲

令和　5　年度　　1 月分 、 2 月分 、 3 月分

工業用水道事業会計

2　検査の期日

令和 6 年 2 月 22 日　　1 月分

令和 6 年 3 月 22 日　　2 月分

令和 6 年 4 月 22 日　　3 月分

3　検査結果の概評

令和6年1月、2月、3月末日現在における工業用水道事業会計の経理状況は、別紙試算表のとおりであり、当該事業から提出された試算表並びに資金予算表と関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

工業用水道事業会計試算表

令和6年1月末 現在

（単位：円）

借方 残高	借方 合計 累計	借方 合計 当月	勘定科目	貸方 合計 当月	貸方 合計 累計	貸方 残高
			（収益勘定）			
	260,238		営業収益	250,734	3,851,628	3,591,390
			営業外収益		42,006,825	42,006,825
			特別利益			
			（費用勘定）			
9,380,164	9,380,164	498,028	営業費用			
1,779,724	1,779,724	20,932	営業外費用			
22,175,000	22,175,000	22,175,000	特別損失			
			（資産勘定）			
2,510,675,446	2,510,675,446	42,985,000	有形固定資産		1,387,381,730	1,387,381,730
1,464,750	1,464,750		無形固定資産			
61,714,602	167,832,205	35,328,947	現金預金	16,041,597	106,117,603	
			つり銭資金			
48,790,856	95,089,195	49,058,239	未収金	328,947	46,298,339	
			貸倒引当金			
			短期貸付金			
			前払費用			
	39,950,000		前払金	25,600,000	39,950,000	
10,787,333	10,787,333	6,534,240	その他流動資産			
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）		371,332,117	371,332,117
			引当金（固定負債）			
			一時借入金	35,000,000	115,000,000	115,000,000
	64,856,538	15,942,819	未払金	46,514,422	96,345,063	31,488,525
	10,088,637		企業債（流動負債）		20,223,866	10,135,229
			前受金			
	1,075,065	98,778	預り金	98,778	1,075,065	
	236,000		引当金（流動負債）		236,000	
	26,023		その他流動負債	25,070	385,793	359,770
	737,133,851		繰延収益	48,782,435	1,238,006,166	500,872,315
			（資本勘定）			
			自己資本金		567,594,701	567,594,701
			資本剰余金		95,697,999	95,697,999
458,692,726	458,692,726		欠損金			
3,125,460,601	4,131,502,895	172,641,983	合計	172,641,983	4,131,502,895	3,125,460,601

工業用水道事業会計試算表

令和6年2月末 現在

（単位：円）

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
			（収益勘定）			
	260,238		営業収益	268,026	4,119,654	3,859,416
			営業外収益		42,006,825	42,006,825
			特別利益			
			（費用勘定）			
9,944,092	9,944,092	563,928	営業費用			
2,067,084	2,067,084	287,360	営業外費用			
22,175,000	22,175,000		特別損失			
			（資産勘定）			
2,510,675,446	2,510,675,446		有形固定資産		1,387,381,730	1,387,381,730
1,464,750	1,464,750		無形固定資産			
30,077,409	168,081,438	249,233	現金預金	31,886,426	138,004,029	
			つり銭資金			
48,836,448	95,384,020	294,825	未収金	249,233	46,547,572	
			貸倒引当金			
			短期貸付金			
			前払費用			
	39,950,000		前払金		39,950,000	
10,813,435	10,813,435	26,102	その他流動資産			
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）		371,332,117	371,332,117
			引当金（固定負債）			
			一時借入金		115,000,000	115,000,000
	96,650,360	31,793,822	未払金	2,877,711	99,222,774	2,572,414
	12,181,562	2,092,925	企業債（流動負債）		20,223,866	8,042,304
			前受金			
	1,167,669	92,604	預り金	92,604	1,167,669	
	236,000		引当金（流動負債）		236,000	
	26,023		その他流動負債	26,799	412,592	386,569
	737,133,851		繰延収益		1,238,006,166	500,872,315
			（資本勘定）			
			自己資本金		567,594,701	567,594,701
			資本剰余金		95,697,999	95,697,999
458,692,726	458,692,726		欠損金			
3,094,746,390	4,166,903,694	35,400,799	合計	35,400,799	4,166,903,694	3,094,746,390

工業用水道事業会計試算表

令和6年3月末 現在

（単位：円）

借方 残高	借方 合計 累計	借方 合計 当月	勘定科目	貸方 合計 当月	貸方 合計 累計	貸方 残高
			（収益勘定）			
	260,238		営業収益	250,734	4,370,388	4,110,150
			営業外収益	865,000	42,871,825	42,871,825
			特別利益			
			（費用勘定）			
12,962,018	12,962,018	3,017,926	営業費用			
3,369,358	3,369,358	1,302,274	営業外費用			
22,175,000	22,175,000		特別損失			
			（資産勘定）			
2,520,179,228	2,520,179,228	9,503,782	有形固定資産		1,387,381,730	1,387,381,730
1,464,750	1,464,750		無形固定資産			
13,486,926	291,155,532	123,074,094	現金預金	139,664,577	277,668,606	
			つり銭資金			
3,158	145,324,824	49,940,804	未収金	98,774,094	145,321,666	
			貸倒引当金			
			短期貸付金			
			前払費用			
	39,950,000		前払金		39,950,000	
12,034,308	12,034,308	1,220,873	その他流動資産			
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）	73,100,000	444,432,117	444,432,117
			引当金（固定負債）			
	115,000,000	115,000,000	一時借入金		115,000,000	
	121,215,566	24,565,206	未払金	22,987,788	122,210,562	994,996
	20,223,866	8,042,304	企業債（流動負債）		20,223,866	
			前受金			
	1,267,040	99,371	預り金	99,371	1,267,040	
	236,000		引当金（流動負債）		236,000	
	26,023		その他流動負債	25,070	437,662	411,639
	737,133,851		繰延収益		1,238,006,166	500,872,315
			（資本勘定）			
			自己資本金		567,594,701	567,594,701
			資本剰余金		95,697,999	95,697,999
458,692,726	458,692,726		欠損金			
3,044,367,472	4,502,670,328	335,766,634	合計	335,766,634	4,502,670,328	3,044,367,472

報告第 11 号

令和 6 年 5 月 1 日受理

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

例　月　出　納　検　査　結　果　報　告

1　検査の範囲

令和　5　年度　　1 月分 、 2 月分 、 3 月分

下水道事業会計

2　検査の期日

令和 6 年 2 月 22 日　　1 月分

令和 6 年 3 月 22 日　　2 月分

令和 6 年 4 月 22 日　　3 月分

3　検査結果の概評

令和6年1月、2月、3月末日現在における下水道事業会計の経理状況は、別紙試算表のとおりであり、当該事業から提出された試算表並びに資金予算表と関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

下水道事業会計試算表

令和6年1月末 現在

（単位：円）

借方 残高	借方 合計 累計	借方 合計 当月	勘定科目	貸方 合計 当月	貸方 合計 累計	貸方 残高
			（収益勘定）			
	13,782	568	営業収益	34,919,222	289,119,796	289,106,014
			営業外収益		545,499,760	545,499,760
			特別利益			
			（費用勘定）			
198,820,475	198,831,600	7,719,098	営業費用		11,125	
44,534,533	44,534,533		営業外費用			
16,133,300	16,133,300		特別損失			
			（資産勘定）			
20,452,535,808	20,452,535,808	458,449	有形固定資産			
			無形固定資産			
229,300,238	1,103,752,509	138,874,262	現金預金	23,914,228	874,452,271	
10,000	10,000		つり銭資金			
46,616,598	1,103,952,791	38,581,643	未収金	138,874,886	1,057,336,193	
			貸倒引当金			
			前払費用			
22,040,000	25,522,000		前払金		3,482,000	
24,100,571	24,100,571	562,557	その他流動資産			
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）		7,728,376,907	7,728,376,907
			引当金（固定負債）			
			一時借入金			
	838,107,760	23,179,151	未払金	8,005,027	838,785,343	677,583
	492,487,753		企業債（流動負債）		983,416,502	490,928,749
			前受金			
	8,753,886	735,133	その他流動負債	4,226,998	37,665,706	28,911,820
	2,060,000		引当金（流動負債）		2,060,000	
			繰延収益	170,500	9,412,485,561	9,412,485,561
			（資本勘定）			
			自己資本金		2,538,105,129	2,538,105,129
21,034,091,523	24,310,796,293	210,110,861	合計	210,110,861	24,310,796,293	21,034,091,523

下水道事業会計試算表

令和6年2月末 現在

（単位：円）

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
			（収益勘定）			
	13,782		営業収益	22,113,153	311,232,949	311,219,167
			営業外収益	3,838,321	549,338,081	549,338,081
			特別利益			
			（費用勘定）			
213,842,813	213,853,938	15,022,338	営業費用		11,125	
45,680,516	45,680,516	1,145,983	営業外費用			
16,133,300	16,133,300		特別損失			
			（資産勘定）			
20,452,970,368	20,452,970,368	434,560	有形固定資産			
			無形固定資産			
254,222,853	1,140,639,559	36,887,050	現金預金	11,964,435	886,416,706	
10,000	10,000		つり銭資金			
57,929,774	1,152,153,017	48,200,226	未収金	36,887,050	1,094,223,243	
			貸倒引当金			
			前払費用			
22,040,000	25,522,000		前払金		3,482,000	
25,395,999	25,395,999	1,295,428	その他流動資産			
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）		7,728,376,907	7,728,376,907
			引当金（固定負債）			
			一時借入金			
	849,334,118	11,226,358	未払金	45,237,710	884,023,053	34,688,935
	520,565,231	28,077,478	企業債（流動負債）		983,416,502	462,851,271
			前受金			
	9,491,963	738,077	その他流動負債	3,333,222	40,998,928	31,506,965
	2,060,000		引当金（流動負債）		2,060,000	
			繰延収益	19,653,607	9,432,139,168	9,432,139,168
			（資本勘定）			
			自己資本金		2,538,105,129	2,538,105,129
21,088,225,623	24,453,823,791	143,027,498	合計	143,027,498	24,453,823,791	21,088,225,623

下水道事業会計試算表

令和6年3月末 現在

（単位：円）

借方 残高	借方 合計 累計	借方 合計 当月	勘定科目	貸方 合計 当月	貸方 合計 累計	貸方 残高
			（収益勘定）			
	23,508	9,726	営業収益	35,255,117	346,488,066	346,464,558
			営業外収益	10,906,000	560,244,081	560,244,081
			特別利益			
			（費用勘定）			
251,507,453	251,604,785	37,750,847	営業費用	86,207	97,332	
85,431,479	85,431,479	39,750,963	営業外費用			
16,133,300	16,133,300		特別損失			
			（資産勘定）			
20,502,097,655	20,502,097,655	49,127,287	有形固定資産			
10,202,464	10,202,464	10,202,464	無形固定資産			
173,776,454	1,535,054,536	394,414,977	現金預金	474,861,376	1,361,278,082	
10,000	10,000		つり銭資金			
8,710,553	1,466,559,471	314,406,454	未収金	363,625,675	1,457,848,918	
			貸倒引当金			
			前払費用			
	25,522,000		前払金	22,040,000	25,522,000	
33,885,659	33,894,279	8,498,280	その他流動資産	8,620	8,620	
			（負債勘定）			
			企業債（固定負債）	272,900,000	8,001,276,907	8,001,276,907
			引当金（固定負債）			
			一時借入金			
	1,323,454,967	474,120,849	未払金	585,400,585	1,469,423,638	145,968,671
	983,416,502	462,851,271	企業債（流動負債）		983,416,502	
			前受金			
	10,233,462	741,499	その他流動負債	4,266,037	45,264,965	35,031,503
	2,060,000		引当金（流動負債）		2,060,000	
			繰延収益	22,525,000	9,454,664,168	9,454,664,168
			（資本勘定）			
			自己資本金		2,538,105,129	2,538,105,129
21,081,755,017	26,245,698,408	1,791,874,617	合計	1,791,874,617	26,245,698,408	21,081,755,017

報告第 12 号

令和 6 年 4 月 24 日受理

定　期　監　査　報　告

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、別紙のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

令　和　5　年　度

定　期　監　査　報　告　書

(令和5年度　第3回)

美唄市監査委員

定　期　監　査　報　告

第１　監査の概要

１　監査を実施した委員

美唄市監査委員　西　尾　　正

美唄市監査委員　川　上　美　樹

２　監査の期間（書類検査の開始日から監査委員協議の日まで）

令和６年２月１日から令和６年３月27日まで

３　監査の対象所属及び実施日

対　象　所　属		実　施　日
経済部	農商工連携担当、経済観光課	２月　１日 ～ ２月　７日
経済部	農地整備課	２月　８日 ～ ２月　９日
都市整備部	都市建築住宅課	２月13日 ～ ２月16日
教育委員会	生涯学習課	２月19日 ～ ２月26日

第２　監査の結果（次ページ以降に記載）

１　経済部 農商工連携担当、経済観光課　・・・・・・・・・・・ 2
２　経済部 農地整備課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
３　都市整備部 都市建築住宅課　・・・・・・・・・・・・・・・ 4
４　教育委員会 生涯学習課　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1　経済部　農商工連携担当、経済観光課

監査の結果

今回の監査は、収入事務、支出事務、財産管理事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

その結果は、次のとおり概ね良好に執行されていると認められたが、今後とも、より一層適正な事務の執行が行われるよう要望する。

なお、細部にわたる注意若しくは留意すべき事項は、監査の過程においてそれぞれ当事者に指示したので、この報告には省略した。

(1)　収入事務関係

収入に関する事務については、主として調定から収入整理に至る事務及び現金の収納事務を対象として、調定書、補助金申請書類を検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2)　支出事務関係

支出に関する事務については、業務委託、物品購入、賃貸借、修繕、工事請負等の契約関係、出張命令、補助金、貸付金等の支出事務を対象として、契約原議、出張命令書、補助金支出決定原議、貸付金支出決定原議、支出負担行為伺書等の関係書類を検査した結果、概ね良好に執行されていると認められた。

(3)　財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、主として物品、切手・葉書の出納手続、台帳整備、保管状況、公用車の管理状況について、物品(備品)出納整理簿、物品(備品)に関する通知書、物品(消耗品)出納整理簿、切手・葉書等出納整理簿、車両運転日誌等の関係帳簿と支出書類の照合検査、また、行政財産の目的外使用について、使用許可書類の確認をした結果、良好に執行されていると認められた。

2　経済部　農地整備課

監査の結果

今回の監査は、収入事務、支出事務、財産管理事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

その結果は、次のとおり良好に執行されていると認められたが、今後とも、より一層適正な事務の執行が行われるよう要望する。

なお、細部にわたる注意若しくは留意すべき事項は、監査の過程においてそれぞれ当事者に指示したので、この報告には省略した。

(1)　収入事務関係

収入に関する事務については、主として調定から収入整理に至る事務及び現金の収納事務を対象として、調定書等関係書類、補助金申請書類を検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2)　支出事務関係

支出に関する事務については、業務委託、賃貸借の契約関係、出張命令、補助金等の支出事務を対象として、契約原議、出張命令書、補助金支出決定原議、支出負担行為伺書等の関係書類を検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3)　財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、主として物品の出納手続、台帳整備、保管状況について、物品(備品)出納整理簿、物品(備品)に関する通知書、物品(消耗品)出納整理簿等の関係帳簿と支出書類の照合検査をした結果、良好に執行されていると認められた。

3　都市整備部　都市建築住宅課

監査の結果

今回の監査は、収入事務、支出事務、財産管理事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

その結果は、次のとおり良好に執行されていると認められたが、今後とも、より一層適正な事務の執行が行われるよう要望する。

なお、細部にわたる注意若しくは留意すべき事項は、監査の過程においてそれぞれ当事者に指示したので、この報告には省略した。

(1)　収入事務関係

収入に関する事務については、主として調定から収入整理に至る事務及び現金の収納事務を対象として、調定書等関係書類、補助金申請書類、減免関係書類を検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2)　支出事務関係

支出に関する事務については、業務委託、賃貸借、修繕、工事請負の契約関係、出張命令、補助金等の支出事務を対象として、契約原議、出張命令書、補助金支出決定原議、支出負担行為伺書等の関係書類を検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3)　財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、主として物品、被服の出納手続、台帳整備、保管状況、公用車の管理状況について、物品(備品)出納整理簿、物品(備品)に関する通知書、物品(消耗品)出納整理簿、被服貸与簿、車両運転日誌等の関係帳簿と支出書類の照合検査、また、行政財産の目的外使用について、使用許可書類の確認をした結果、良好に執行されていると認められた。

4　教育委員会　生涯学習課

監査の結果

今回の監査は、収入事務、支出事務、財産管理事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

その結果は、次のとおり概ね良好に執行されていると認められたが、今後とも、より一層適正な事務の執行が行われるよう要望する。

なお、細部にわたる注意若しくは留意すべき事項は、監査の過程においてそれぞれ当事者に指示したので、この報告には省略した。

(1)　収入事務関係

収入に関する事務については、主として調定から収入整理に至る事務及び現金の収納事務を対象として、調定書等関係書類、減免関係書類を検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2)　支出事務関係

支出に関する事務については、業務委託、物品購入、賃貸借、修繕、工事請負の契約関係、出張命令、補助金等の支出事務を対象として、契約原議、出張命令書、補助金支出決定原議、支出負担行為伺書等の関係書類を検査した結果、概ね良好に執行されていると認められた。

(3)　財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、主として物品の出納手続、台帳整備、保管状況、公用車の管理状況について、物品(備品)出納整理簿、物品(備品)に関する通知書、物品(消耗品)出納整理簿、車両運転日誌等の関係帳簿と支出書類の照合検査、また、行政財産の目的外使用について、使用許可書類の確認をした結果、良好に執行されていると認められた。

報告第13号

株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況報告書提出の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況報告書を、次のとおり提出する。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

経 営 状 況 報 告 書

自　令和５年４月　１日

至　令和６年３月３１日

株式会社美唄ハイテクセンター

目　　次

1　第 33 期 事 業 報 告

庶務の概要 …… 1

会社の現況 …… 2

株　　式 …… 4

会 社 役 員 …… 5

2　第 33 期 決 算 報 告

貸借対照表 …… 6

損益計算書 …… 7

株主資本等変動計算書 …… 8

個別注記表 …… 9

監査報告書 …… 10

3　第 34 期 事 業 計 画

事 業 計 画 …… 11

予定貸借対照表 …… 12

予定損益計算書 …… 13

役 員 名 簿 …… 14

第３３期事業報告

株式会社美唄ハイテクセンターの第３３期（令和５年４月１日から令和６年３月３１日）の庶務の概要、会社の現況等は次のとおりである。

記

１．　庶務の概要

（１）　庶務的事項

年　月　日	概　　要
令和	
５．　４．２７	第３２期決算書類等監査
５．１６	第３２期第５回取締役会
５．３０	第３２期定時株主総会
〃	第３３期第１回取締役会
８．　９	第３３期第２回取締役会
８．２５	第３３期第３回取締役会
１１．２４	第３３期第４回取締役会
６．　２．２９	第３３期第５回取締役会

（２）　株主総会

第３３期定時株主総会

株主総数　１０名　４，５６０株　　出席株主　１０名　４，５６０株
報告事項 第３３期事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第１号議案　　第３２期計算書類承認の件　　（承認済） 第２号議案　　監査役２名選任の件　　（承認済）

２．会社の現況

（１）事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期における国内経済は、物価上昇や海外経済の減速による下振れが懸念されておりましたが、新型コロナウイルスの感染による景気へのマイナス効果が剥落する中で、景気は緩やかに持ち直している状況にあります。

個人消費については、家計の名目可処分所得の増加ペースが鈍化する中、物価上昇が続いており、コロナ禍で落ち込んだ後、緩やかながらも回復傾向で推移してきた実質個人消費は伸び悩み、先が見通せない状況となっています。

当社の主要事業である賃貸オフィス市況は、札幌の一極集中に変化はありませんが、テレワークの浸透や災害時のリスク回避など企業の拠点分散化などの動きがあるほか、都心企業の社員が転職することなく、ライフスタイルに合わせて地方都市に移住するケースが見受けられるところです。

このことから、国が進めるデジタル化や脱炭素化に向けて、空知団地「ホワイトデータ構想」の更なる推進により、関連企業の入居促進を進めるとともに、自然環境と災害リスクの少ない当ビルでの「サテライトオフィス」やワーケーションの誘致など、美唄市に人と企業の流れを作る積極的なＰＲ活動を展開してまいります。

このような中で当社は、年度末において７社８室、入居率（面積比）は４８％にとどまり、今期の売上高は２５，７９２，３５１円（前期比　437,531円 減）、営業損失は８，１７７，８４７円（同　2,613,079円 減）、経常損失は８，０６６，９７９円（同　2,584,222円 減）、特別損益と法人住民税、事業税を加えた当期純損失は９，５４５，３４４円（同 2,567,700円 減）となりました。

事業の推進につきましては、株主各位並びに関係機関等に特段のご協力、ご支援を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

今後の見通しといたしましては、依然厳しい経営状況にありますが、引き続き、国や北海道などの関係機関と連携し、データセンター拠点整備に関する取組みやテレワーク関連企業などの誘致を推進するほか、市と連携してホワイトデータセンター事業に関連するＩＴ企業等の入居促進活動を積極的に進めるとともに、多角的な収益の確保に全力をあげてまいります。

（２）　事業部門別の売上高

（単位：円）

区　　分	収　　入
賃　貸　料	18,314,151
ソフト開発等	60,000
受　託　料	7,418,200
合　　計	25,792,351

（３）　直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：円）

	第３０期	第３１期	第３２期	第３３期
売　上　高	27,501,140	26,183,004	26,229,882	25,792,351
当期純利益	-6,143,083	-6,526,261	-12,113,044	-9,545,344
総　資　産	469,895,294	462,958,627	449,872,483	447,054,867

（４）　主な業務内容

ソフトウェア研究・開発・販売並びに受託業務
コンピュータ機器及び情報処理産業起業家育成施設の賃貸業務
情報処理サービス・情報提供サービス業務
衛星通信システムに関する調査・研究・普及並びに受託業務
パソコン講座・情報通信に関するゼミナールの開催業務

（５）　事　業　所

本　社　　美唄市字茶志内７２６番２

（６）　従業員の状況

２　名

（７）主要な借入先及び借入額

（単位：円）

借　　入　　先	借　入　金	支払利息
株式会社北海道銀行美唄支店	170,400,000 円	113,520 円

３．株　式

株式の状況

（１）　発行可能株式総数　　5,000 株

（２）　発行済株式の総数　　4,560 株

（３）　株主数　　10 名

（４）　株主

株　主　名	持株数(株)	持株比率(%)
美唄市	3,000	65.79
北海道	1,000	21.93
㈱美唄未来開発センター	200	4.39
㈱北洋銀行	110	2.41
㈱北海道銀行	80	1.75
㈱ピーエス三菱	50	1.10
㈱インテック	50	1.10
空知信用金庫	30	0.66
空知商工信用組合	30	0.66
美唄商工会議所	10	0.22

注）持株比率は小数点第５位を四捨五入し％表示しています。

4．会社役員

（1）取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	主　な　職　業
代表取締役社長	桜　井　　恒	美唄市長
常務取締役	小見山　智　之	美唄市経済部経済観光課長
取　締　役	古谷野　　環	美唄商工会議所会頭
取　締　役	伊　藤　智　徳	空知商工信用組合理事長
取　締　役	福　田　泰　陵	㈱北海道銀行美唄支店長
取　締　役	榎　本　誠　一	㈱北洋銀行美唄支店長
取　締　役	伊　藤　一　則	㈱美唄未来開発センター代表取締役社長
取　締　役	土屋　　貴　久	美唄市副市長兼経済部長
監　査　役	鈴　木　俊　成	㈱ピーエス三菱札幌支店長
監　査　役	橋　本　良　幸	空知信用金庫美唄支店長

第３３期決算報告

第３３期末貸借対照表
(令和６年３月３１日現在)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	14,693,379	**流動負債**	175,943,045
現金	36,853	短期借入金	170,400,000
普通預金	7,600,730	未払金	3,525,445
未収金	7,055,796	未払法人税等	1,462,000
		未払消費税等	555,600
固定資産	432,361,488	**固定負債**	1,225,920
有形固定資産	432,195,888	長期預り保証金	1,225,920
建物	441,938,906		
減価償却費累計額	△ 109,486,737		
建物附属設備	255,484,582		
減価償却費累計額	△ 221,897,043		
構築物	28,794,000		
減価償却費累計額	△ 23,639,184	負債合計	177,168,965
備品	3,880,000		
減価償却費累計額	△ 3,634,636	純資産の部	
土地	60,756,000		
無形固定資産	145,600		
電話加入権	145,600		
投資等その他の資産	20,000	**株主資本**	269,885,902
出資金	20,000	**資本金**	456,000,000
		利益剰余金	△186,114,098
		その他利益剰余金	△186,114,098
		建設助成積立金	67,287,248
		繰越利益剰余金	△253,401,346
		純資産合計	269,885,902
資産合計	447,054,867	負債純資産合計	447,054,867

第３３期損益計算書

（令和５年４月１日から令和６年３月３１日）

（単位：円）

科目	金額	
売上高		25,792,351
売上原価		18,199,637
売上総利益		7,592,714
販売費及び一般管理費		15,770,561
営業損失		8,177,847
営業外収益		
受取利息	53	
受取地代	140,400	
雑収入	83,935	224,388
営業外費用		
支払利息		113,520
経常損失		8,066,979
特別利益		
雑収入		235
特別損失		
固定資産除却損		16,600
税引前当期純損失		8,083,344
法人税、住民税及び事業税		1,462,000
当期純損失		9,545,344

株主資本等変動計算書

自　令和　５年４月　１日
至　令和　６年３月３１日

株主資本

資本金	前期末残高及び当期末残高		456,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
建設助成積立金	前期末残高及び当期末残高		67,287,248
繰越利益剰余金	前期末残高		△ 243,856,002
	当期変動額	当期純損失	9,545,344
	当期末残高		△ 253,401,346
利益剰余金合計	前期末残高		△ 176,568,754
	当期変動額		△ 9,545,344
	当期末残高		△ 186,114,098
株主資本合計	前期末残高		279,431,246
	当期変動額		△ 9,545,344
	当期末残高		269,885,902
純資産合計	前期末残高		279,431,246
	当期変動額		△ 9,545,344
	当期末残高		269,885,902

個 別 注 記 表

自　令和　5年4月　1日
至　令和　6年3月31日

1．固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。
2．建設助成積立金は、固定資産の取得に際して受けた国庫補助金であります。
3．消費税は税抜方式を採用しております。
4．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数は、
　普通株式　　4,560　株
5．当社は、銀行借入に対し美唄市より債務保証を受けております。
6．一株当たり純資産額は、　　59,185円50銭
　一株当たり当期純損失は、　　2,093円28銭

別紙の通り報告いたします。
株式会社美唄ハイテクセンター
代表取締役　　桜井　　恒

令和６年４月２６日

株式会社美唄ハイテクセンター
代表取締役社長　桜井　恒　殿

監査役　鈴木　俊成　㊞

監査役　橋本　良幸　㊞

監査報告書の提出について

私たち監査役は、会社法第381条第１項の規定に基づき、監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以　上

監　査　報　告　書

私たち監査役は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの第３３期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私たち、監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和６年４月２６日

株式会社美唄ハイテクセンター

監査役　　鈴木　俊成　㊞

監査役　　橋本　良幸　㊞

第３４期事業計画

第３４期（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の事業計画、予定貸借対照表及び予定損益計算書は、次のとおりとする。

記

事業計画

（１）経営目標

国内経済は、緩やかな回復を続けると期待されるものの、下振れリスクは依然として大きい状況にあります。個人消費は、コロナ禍からの回復の息切れ、実質購買力の低下に加えて、歴史的な物価高騰により、先行きは不透明な状況にある。

このような中であっても、美唄市の「ゼロカーボンシティ宣言」により、「ホワイトデータセンター構想」の推進に寄与し、関連企業の誘致等に繋げていく。

情報化関連については、引き続き１階をＷｉ－Ｆｉスポットとし、市内外を問わず来訪者にＩＴ環境を提供することで、デジタル化社会の推進に寄与する。

（２）営業目標

（単位：千円）

区　　分	収　　入
賃　貸　料	19,198
ソフト開発等	60
受　託　料	7,418
合　　計	26,676

第３４期末予定貸借対照表
(令和７年３月３１日現在)

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	14,973	**流動負債**	179,354
現金	50	短期借入金	175,000
普通預金	9,790	未払金	2,766
未収金	5,133	未払法人税等	1,462
		未払消費税	126
固定資産	425,735		
有形固定資産	425,569		
建物	441,939		
減価償却費累計額	△ 113,107	**固定負債**	1,226
建物附属設備	255,485	長期預り保証金	1,226
減価償却費累計額	△ 224,866		
構築物	28,794		
減価償却費累計額	△ 23,639		
備品	3,880	負債合計	180,580
減価償却費累計額	△ 3,673	純資産の部	
土地	60,756		
無形固定資産	146		
電話加入権	146		
投資等その他の資産	20	**株主資本**	260,128
出資金	20	**資本金**	456,000
		利益剰余金	△ 195,872
		その他利益剰余金	67,287
		建設助成積立金	67,287
		繰越利益剰余金	△ 263,159
		純資産合計	260,128
資産合計	440,708	負債純資産合計	440,708

注）１．固定資産の減価償却方法は、定額法である。
　　２．建設助成積立金は、固定資産の取得に際して受けた国庫補助金である。

第３４期予定損益計算書
（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		26,676
売　上　原　価		18,842
売上総利益		7,834
販売費及び一般管理費		16,222
営　業　損　失		8,388
営業外収益		
受　取　地　代	110	
雑　収　入	72	182
営業外費用		
支　払　利　息		90
経　常　損　失		8,296
税引前当期純損失		8,296
法人税、住民税及び事業税		1,462
当期純損失		9,758

注）消費税は、税抜き方式を採用している。

第３４期役員名簿

令和６年５月３０日現在

区　分	氏　　名	兼務する他の会社名	兼務の内容	摘　　要
取締役	桜井　　恒	美唄市	市　長	代表取締役社長
	佐藤　剛司	美唄市	経済部長	常　務
	古谷野　環	美唄商工会議所	会　頭	
	伊藤　智徳	空知商工信用組合	理事長	
	福田　泰陵	㈱北海道銀行	美唄支店長	
	榎本　誠一	㈱北洋銀行	美唄支店長	
	伊藤　一則	㈱美唄未来開発ｾﾝﾀｰ	代表取締役社長	
	土屋　貴久	美唄市	副市長	
監査役	橋本　良幸	空知信用金庫	美唄支店長	
	大上　　寛	㈱ピーエス三菱	札幌支店長	

報告第14号

継続費繰越計算書の件

令和5年度美唄市一般会計の継続費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

令和5年度美唄市継続費繰越計算書

（一般会計）

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・道支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4 衛生費	2 清掃費	し尿処理場解体事業	394,289,000	87,520,000		87,520,000	80,942,000	6,578,000	6,578,000				6,578,000

報告第15号

繰越明許費繰越計算書の件

令和5年度美唄市一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

令和5年度 繰越事業費計算書資料（一般会計）

（単位：円）

款項目		事業名	項目		事業費 予算現額	R5支出済額	不用額	R6繰越額	備考
2	総務費	行政情報化運用事業	支出	報酬	179,000		179,000		
1	総務管理費			報償費	312,000	312,000			
13	情報化推進費			旅費	913,000	356,000	557,000		
				需用費	1,437,000	1,437,000			
				役務費	62,511,000	60,325,000	2,186,000		
				委託料	79,177,000	74,786,000	35,000	4,356,000	一部繰越
				使用料及び賃借料	672,000	616,880	55,120		
				備品購入費	4,462,000	4,365,000	97,000		
				負担金補助及び交付金	3,174,000	3,174,000			
				償還金、利子及び割引料	48,721,000	48,721,000			
				計	201,558,000	194,092,880	3,109,120	4,356,000	
			財源	国庫支出金	4,356,000			4,356,000	
				諸収入	29,194,000	28,527,000	667,000		
				一般財源	168,008,000	165,565,880	2,442,120		
				計	201,558,000	194,092,880	3,109,120	4,356,000	
2	総務費	戸籍住民登録等事務	支出	報酬	872,000	700,000	172,000		
4	戸籍住民登録費			給料	5,527,000	5,527,000			
1	戸籍住民登録費			職員等手当	4,357,000	1,845,768	2,511,232		
				共済費	1,909,000	1,075,000	834,000		
				旅費	16,000	10,000	6,000		
				需用費	8,996,000	906,000	8,090,000		
				役務費	3,716,000	1,632,000	2,084,000		
				委託料	18,633,000	5,062,000	107,000	13,464,000	一部繰越
				使用料及び賃借料	3,954,000	2,897,840	1,056,160		
				備品購入費	6,963,000	6,836,720	126,280		
				負担金補助及び交付金	1,874,000	1,873,259	741		
				償還金、利子及び割引料	4,324,000	4,323,240	760		
				計	61,141,000	32,688,827	14,988,173	13,464,000	
			財源	使用料及び手数料	11,096,000	11,089,000	7,000		
				国庫支出金	36,026,000	14,273,000	13,569,000	8,184,000	
				諸収入	96,000		96,000		
				一般財源	13,923,000	7,326,827	1,316,173	5,280,000	
				計	61,141,000	32,688,827	14,988,173	13,464,000	
3	民生費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	支出	報酬	331,000	330,077	923		
1	社会福祉費			給料	2,071,000		2,071,000		
9	臨時特別給付金支給事業費			職員等手当	1,881,000	177,419	1,703,581		
				共済費	481,000	84,701	396,299		
				需用費	1,145,000	663,023	268,977	213,000	一部繰越
				役務費	7,019,000	2,141,720	3,292,280	1,585,000	一部繰越
				委託料	15,316,000	8,592,650	2,916,350	3,807,000	一部繰越
				使用料及び賃借料	620,000		360,000	260,000	一部繰越
				負担金補助及び交付金	575,780,000	481,750,000	19,750,000	74,280,000	一部繰越
				計	604,644,000	493,739,590	30,759,410	80,145,000	
			財源	国庫支出金	604,644,000	493,739,590	30,759,410	80,145,000	
				一般財源					
				計	604,644,000	493,739,590	30,759,410	80,145,000	

令和5年度　繰越事業費計算書資料（一般会計）

（単位：円）

款項目		事業名	項目		事業費 予算現額	R5支出済額	不用額	R6繰越額	備考
6	農林費	畑作生産振興事業	支出	旅費	4,000		4,000		
1	農業費			需用費	195,000	32,923	162,077		
4	農業振興費			使用料及び賃借料	47,000	46,256	744		
				負担金及び交付金	1,591,000	1,238,130	113,870	239,000	一部繰越
				計	1,837,000	1,317,309	280,691	239,000	
			財源	分担金及び負担金	120,000	120,000			
				道支出金	239,000			239,000	
				一般財源	1,478,000	1,197,309	280,691		
				計	1,837,000	1,317,309	280,691	239,000	
6	農林費	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	支出	負担金補助及び交付金	16,035,000	8,949,765	4,243,235	2,842,000	一部繰越
1	農業費								
7	ほ場整備費			計	16,035,000	8,949,765	4,243,235	2,842,000	
			財源	道支出金	8,017,000	4,470,000	2,127,000	1,420,000	
				市債	7,900,000	4,400,000	2,200,000	1,300,000	
				一般財源	118,000	79,765	△ 83,765	122,000	
				計	16,035,000	8,949,765	4,243,235	2,842,000	
10	教育費	小学校大規模改修事業	支出	需用費	637,000	28,551	608,449		
2	小学校費			工事請負費	316,567,000	207,185,000	4,695,000	104,687,000	一部繰越
3	学校建設費			計	317,204,000	207,213,551	5,303,449	104,687,000	
			財源	国庫支出金	144,492,000	112,579,000	1,731,000	30,182,000	
				市債	172,600,000	93,700,000	4,400,000	74,500,000	
				一般財源	112,000	934,551	△ 827,551	5,000	
				計	317,204,000	207,213,551	5,303,449	104,687,000	
10	教育費	中学校大規模改修事業	支出	工事請負費	154,550,000	74,595,000	4,561,000	75,394,000	一部繰越
3	中学校費			計	154,550,000	74,595,000	4,561,000	75,394,000	
3	学校建設費		財源	国庫支出金	40,608,000	22,970,000	1,867,000	15,771,000	
				繰入金	4,642,000	4,873,000	△ 231,000		
				市債	109,200,000	43,800,000	5,800,000	59,600,000	
				一般財源	100,000	2,952,000	△ 2,875,000	23,000	
				計	154,550,000	74,595,000	4,561,000	75,394,000	
10	教育費	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備事業	支出	需用費	71,000	69,520	1,480		
4	社会教育費			役務費	355,000	354,750	250		
1	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄費			委託料	19,293,000	7,293,000		12,000,000	一部繰越
				使用料及び賃借料	2,323,000	1,918,000	405,000		
				工事請負費	200,014,000	157,410,000	42,604,000		
				計	222,056,000	167,045,270	43,010,730	12,000,000	
			財源	市債	222,000,000	159,700,000	50,300,000	12,000,000	
				一般財源	56,000	7,345,270	△ 7,289,270		
				計	222,056,000	167,045,270	43,010,730	12,000,000	
合計			繰越額計		1,579,025,000	1,179,642,192	106,255,808	293,127,000	
				使用料及び手数料					
				分担金及び負担金					
				国庫支出金				138,638,000	
				道支出金				1,659,000	
				市債				147,400,000	
				繰越一般財源				5,430,000	

報告第16号

予算繰越計算書の件

令和5年度美唄市病院事業会計予算は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

令和5年度　美唄市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	一般会計出資金	損益勘定留保資金		
			円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	新病院整備事業(移転業務)	62,553,000	1,100,000	61,453,000	0	61,453,000	0	0	建物(本体工事)について、大雪等の影響により工事の完成に遅れが生じたことに伴い、一部の医療機器等の設置が年度内に完了しないことから、移転業務にも影響が及んだため。
		医療機械器具等整備事業	443,688,000	332,851,365	110,836,635	110,700,000	136,635	0	0	

承認第5号

専決処分の承認を求める件

令和5年度美唄市一般会計補正予算(第13号)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

令和5年度

美唄市一般会計補正予算(第13号)

専決第2号

令和5年度　美唄市一般会計補正予算(第13号)

令和5年度美唄市一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,770,894千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条　繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年3月31日専決

美唄市長　桜井　恒

第1表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
17 道支出金		1,373,697	239	1,373,936
	2 道補助金	654,201	239	654,440
歳　入　合　計		22,770,655	239	22,770,894

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 農林費		1,115,786	239	1,116,025
	1 農業費	1,081,500	239	1,081,739
歳　出　合　計		22,770,655	239	22,770,894

第2表　繰越明許費補正

追　加

款	項	事業名	金額(千円)	事業の概要
6 農林費	1 農業費	畑作生産振興事業	239	遮光・遮熱ネット導入への補助

令和5年度

美唄市一般会計補正予算説明書(第13号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

（歳 入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補 正 額	計
17 道支出金	1,373,697	239	1,373,936
歳 入 合 計	22,770,655	239	22,770,894

（歳 出）

款	補正前の額	補 正 額	計
6 農林費	1,115,786	239	1,116,025
歳 出 合 計	22,770,655	239	22,770,894

2 歳 入

款			項 目	補正前の額	補 正 額	計
17			道支出金	1,373,697	239	1,373,936
	2		道補助金	654,201	239	654,440
		4	農林費道補助金	566,556	239	566,795

（一般会計）

3 歳 出

款			項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			農林費	1,115,786	239	1,116,025	239	
	1		農業費	1,081,500	239	1,081,739	239	
		4	農業振興費	169,242	239	169,481	道支出金 239	

（一般会計）

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
	239			
	239			

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
28 施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金	239	畑作生産振興事業

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		農業の振興に要する経費
18 負担金補助及び交付金	239	畑作生産振興事業　239

美唄市一般会計補正予算（第13号）

事　業　費　調

（単位：千円）

款	事　業　名				
農林費	畑作生産振興事業				
区　分	予算額	うち普通建設	普通建設事業財源内訳		計　画　の　概　要
			特定財源	一般財源	
補　正　前	1,598				
補　　正	239	239	239		花卉生産用パイプハウス遮光・遮熱ネット　6棟分
補　正　後	1,837	239	239		花卉生産用パイプハウス遮光・遮熱ネット　6棟分

承認第6号

専決処分の承認を求める件

令和6年度美唄市一般会計補正予算(第1号)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

令和6年度

美唄市一般会計補正予算(第1号)

専決第3号

令和6年度　美唄市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度美唄市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条　繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和6年5月22日専決

美唄市長　桜井　恒

第1表　繰越明許費補正

追　加

款	項	事業名	金額(千円)	事業の概要
3　民生費	1　社会福祉費	恵風園整備事業	16,946	受電設備改修工事

承認第７号

専決処分の承認を求める件

令和６年度美唄市介護サービス事業会計補正予算（第１号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分を行ったので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求める。

令和６年６月４日提出

美唄市長　桜井　恒

令和6年度

美唄市介護サービス事業会計補正予算（第1号）

専決第4号

令和6年度　美唄市介護サービス事業会計補正予算（第1号）

令和6年度美唄市介護サービス事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条　繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和6年5月22日専決

美唄市長　桜井　恒

第1表　繰越明許費補正

追　加

款	項	事業名	金額(千円)	事業の概要
1 総務費	1 施設管理費	施設整備事業	16,946	受電設備改修工事

承認第8号

専決処分の承認を求める件

美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

専決第1号

美唄市税条例の一部を改正する条例(令和6年条例第17号)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日専決

美唄市長　桜井　恒

美唄市条例第17号

美唄市税条例の一部を改正する条例

(美唄市税条例の一部改正)

第1条　美唄市税条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第10条の3の2　所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第32条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2　前項前段の場合において、第32条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3　第1項の規定は、令和6年度分の第39条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第40条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場

合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第12条の5中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

第2条　美唄市税条例の一部を次のように改正する。

第20条の3ただし書中「道路運送車両法」の次に「(昭和26年法律第185号)」を加える。

第30条第4項中「施行規則」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」に改める。

第37条第1項中「次に掲げる寄附金若しくは金銭」を「所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人及び団体に対する寄附金(当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。)」に、「同条第2項」を「法第314条の7第2項」に改め、同項各号を削る。

第39条第1項中「美唄市税条例施行規則(昭和35年規則第14号。以下「規則」という。)に定める様式」を「施行規則第5号の4様式(別表)」に改め、同条第3項中「規則に定める様式」を「施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式」に改め、同条第6項中「規則に定める様式」を「施行規則第5号の5の3様式」に改め、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改める。

第50条第2項中「規則」を「美唄市税条例施行規則(昭和35年規則第14号。以下「規則」という。)」に改める。

第53条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第54条の7中「規則」を「施行規則第5号の8様式」に改める。

第54条の9第1項中「規則に定める」を「施行規則第5号の9様式による」に改める。

第57条の2各号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第70条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第74条中「規則で定める様式による固定資産申告書」を「施行規則第26号様式による償却資産申告書」に改める。

第82条の2を次のように改める。

第82条の2　削除

第93条の2中「(昭和26年法律第185号)」を削る。

第126条の2中「所得税法施行令」の次に「(昭和40年政令第96号)」を、「法人税法施行令」の次に「(昭和40年政令第97号)」を加え、「法施行規則」を「施行規則」に改める。

第134条の2の2第2項各号中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第134条の2の2第3項中「によって」を「により」に改める。

第136条第1項中「(平成9年法律第123号)」を削り、第3項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第142条の2第1項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号)」を「令」に改める。

第142条の6第1項中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)」を「施行規則」に改める。

第145条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項各号中「地方税法施行令」を「令」に改め、同項第1号中「地方税法施行規則」を「施行規則」に改める。

第146条第1項第4号イ中「(昭和57年法律第80号)」を削り、同号イ(i)中「健康保険法」の次に「(大正11年法律第70号)」を加え、同号イ(ii)中「船員保険法」の次に「(昭和14年法律第73号)」を加え、同号イ(iii)中「国家公務員共済組合法」の次に「(昭和33年法律第128号)」を、「地方公務員等共済組合法」の次に「(昭和37年法律第152号)」を加える。

附則第10条の2を次のように改める。

第10条の2　削除

附則第12条の5の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第12条の6　令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第12条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第33条、第36条から第37条の3まで、附則第10条の3第2項、附則第12条第1項、附則第12条の3の2第1項、前条及び附則第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　前項の規定の適用がある場合における第37条第2項、第50条の10第1項及び前条の規定の適用については、第37条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第50条の10第1項中「課した」とあるのは「附則第12条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第12条の6第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第12条の7　令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第45条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係

る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第44条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第44条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第44条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2　令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第50条の6第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第12条の8　令和6年度分の個人の市民税に限り、第50条の7第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第12条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第50条の7第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。

以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第50条の8に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはそ

の者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における第50条の9の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第12条の8第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3　令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第50条の10第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第50条の10第2項の規定により読み替えられた第50条の7第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4　前項の規定の適用がある場合における第50条の9の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第12条の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5　令和6年度分の個人の市民税につき第50条の11第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第12条の9　令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条、第36条から第37条の3まで、附則第10条の3第2項、附則第12条第1項、附則第12条の3の2第1項、附則第12条の4及び附則第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第13条第2項中「前条」を「附則第12条の4」に改め、同条第3項中「第37条の3第1項」の次に「、附則第12条の6第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第37条の3第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第12条の6第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第13条第2項及び」と、前条中「附則第12条の4及び」とあるのは「附則第12条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第15条第3項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるの

は、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の7第2項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の8の2第2項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の8の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の8の2第5項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の8の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の8の3第2項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の8の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の8の3第5項に次の1号を加える。

(5)　附則第12条の6及び附則第12条の9の規定の適用については、附則第12条の6第1項及び附則第12条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の8の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7　法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第20条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第19項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

17　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第20条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項第5号中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項各号中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項各号中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項各号中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項各号中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3　市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第21条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第6号中「、附則第13条の4の場合には法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第6項及び第18条の3」を削る。

附則第21条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第22条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5

年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第22条の2の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条の表以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第22条の4を次のように改める。

第22条の4　削除

附則第23条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第28条の2を削る。

附則第28条の3の見出し中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条を附則第28条の2とする。

附則第28条の4の見出し中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条を附則第28条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

第28条の4　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第28条の5の見出し中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第29条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第29条の2中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に改める。

附則第29条の3中「令和4年度及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に改める。

附則第29条の4中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第29条の5中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第29条の6各号中「(平成18年国土交通省令第110号)」及び「(平成24年法律第49号)」を削り、同条第1号中「(平成25年法律第27号)」を削り、同条第3号中「(平成18年政令第379号)」を削る。

附則第31条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第32条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第36条に見出しとして「(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に関する法の規定の適用除外)」を付し、同条を次のように改める。

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度分から令和8年度分までの固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定を適用しないこととする。

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第1条の規定　公布の日

(2)　第2条中第57条の2の改正規定　令和7年4月1日

(3)　第2条中第37条第1項の改正規定及び附則第10条の2の改正規定　公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条　別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の美唄市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第3条　新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第４条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

３　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和６年３月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第９号

専決処分の承認を求める件

美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分を行ったので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求める。

令和６年６月４日提出

美唄市長　桜井　恒

専決第5号

美唄市病院事業管理者の給与に関する条例(令和5年条例第20号)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月24日専決

美唄市長　桜井　恒

美唄市条例第18号

美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

美唄市病院事業管理者の給与に関する条例(令和5年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附　則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

議案第34号

調停の申立てについて

次のとおり調停を申し立てることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

1　調停の相手方

美唄市南美唄町大通り2丁目

大手町地所株式会社

代表取締役　村井　貴恵

2　申立ての趣旨

相手方との令和4年4月1日付け土地賃貸借契約に基づく相手方に対する賃料相当損害金に関し、適正な債務額の確定を求めるもの。

3　申立て後の遂行の方針

(1)　この調停において必要があるときは、和解することができる。

(2)　この調停において必要があるときは、訴えを提起することができる。

議案第35号

美唄市基金条例の一部改正の件

美唄市基金条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

美唄市基金条例の一部を改正する条例

美唄市基金条例(令和3年条例第15号)の一部を次のように改正する。
第2条の表美唄市新型コロナウイルス感染症対策応援基金の項を削る。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件

美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条　美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

(美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条　美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

認定する路線

路線番号	路線名	起点 終点
229	西26線	字光珠内461番地地先 (国道12号交点) 字光珠内2412番58地先 (市道下中の沢・大願西2号線交点)

廃止する路線

路線番号	路線名	起点 終点
229	西26線	字光珠内461番地地先 (国道12号交点) 字光珠内6607番地地先

議案第39号

美唄市字の名称及び区域変更の件

本市区域内の字の名称及び区域を次のとおり変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

変更する字の名称及び区域

字の名称	変更する字の区域の名称	変更する字の区域
字美唄	字上美唄原野	字上美唄原野の一部 (3331-1 外 7筆)
字光珠内	字カーウシュナイ	字カーウシュナイの一部 (467-8)
字峰延	字カーウシュナイ	字カーウシュナイの一部 (662-28 外 10筆)
字峰延	字光珠内	字光珠内の一部 (662-11 外 8筆)

令和6年度

美唄市一般会計補正予算(第2号)

議案第40号

令和6年度　美唄市一般会計補正予算(第2号)

令和6年度美唄市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,500,990千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出

美唄市長　桜井　恒

第1表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
12 地方交付税		7,720,000	2,691	7,722,691
	1 地方交付税	7,720,000	2,691	7,722,691
17 道支出金		1,293,446	8,071	1,301,517
	1 道負担金	611,549	8,071	619,620
21 繰越金		1	8,800	8,801
	1 繰越金	1	8,800	8,801
22 諸収入		739,898	2,500	742,398
	3 雑入	161,465	2,500	163,965
歳　入　合　計		19,478,928	22,062	19,500,990

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		1,057,653	8,800	1,066,453
	1 総務管理費	606,511	8,800	615,311
3 民生費		2,963,479	2,500	2,965,979
	1 社会福祉費	1,577,080	2,500	1,579,580
4 衛生費		1,069,377	10,762	1,080,139
	1 保健衛生費	257,308	10,762	268,070
歳　出　合　計		19,478,928	22,062	19,500,990

令和6年度

美唄市一般会計補正予算説明書(第2号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)　　(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税	7,720,000	2,691	7,722,691
17 道支出金	1,293,446	8,071	1,301,517
21 繰越金	1	8,800	8,801
22 諸収入	739,898	2,500	742,398
歳 入 合 計	19,478,928	22,062	19,500,990

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,057,653	8,800	1,066,453
3 民生費	2,963,479	2,500	2,965,979
4 衛生費	1,069,377	10,762	1,080,139
歳 出 合 計	19,478,928	22,062	19,500,990

2 歳 入

款	項	目		補正前の額	補 正 額	計
12			地方交付税	7,720,000	2,691	7,722,691
	1		地方交付税	7,720,000	2,691	7,722,691
		1	地方交付税	7,720,000	2,691	7,722,691
17			道支出金	1,293,446	8,071	1,301,517
	1		道負担金	611,549	8,071	619,620
		2	衛生費道負担金	2,383	8,071	10,454
21			繰越金	1	8,800	8,801
	1		繰越金	1	8,800	8,801
		1	繰越金	1	8,800	8,801
22			諸収入	739,898	2,500	742,398
	3		雑入	161,465	2,500	163,965
		2	雑入	161,455	2,500	163,955

(一般会計)

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
				8,800
			2,500	
	8,071			2,691
	8,071		2,500	11,491

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	2,691	特別交付税
2 予防接種救済措置事業負担金	8,071	定期予防接種事業
1 繰越金	8,800	
34 コミュニティ助成事業助成金	2,500	地域福祉ネットワーク事業

3 歳 出

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
2			総務費	1,057,653	8,800	1,066,453		8,800
	1		総務管理費	606,511	8,800	615,311		8,800
		13	情報化推進費	232,239	8,800	241,039		8,800
3			民生費	2,963,479	2,500	2,965,979	2,500	
	1		社会福祉費	1,577,080	2,500	1,579,580	2,500	
		1	社会福祉総務費	71,848	2,500	74,348	諸収入 2,500	
4			衛生費	1,069,377	10,762	1,080,139	8,071	2,691
	1		保健衛生費	257,308	10,762	268,070	8,071	2,691
		3	予防費	69,149	10,762	79,911	道支出金 8,071	2,691

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
		地域及び行政の情報化推進等に要する経費
12 委託料	8,800	行政情報化運用事業　8,800
		地域福祉一般事務及び地域福祉会館管理等に要する経費
18 負担金補助及び交付金	2,500	地域福祉ネットワーク事業　2,500
		感染症予防に要する経費
19 扶助費	10,762	定期予防接種事業　10,762